



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年8月10日火曜日 第2191号

### ◇ 目次 ◇

保安林の指定.....	574
保安林の指定施業要件の変更予定に係る告示（2件）.....	574
保安林の指定施業要件の変更.....	575
道路の供用開始（県道八倉松前線）.....	575
開発行為に関する工事の完了.....	575

### 訓令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	576
---------------------------	-----

### 告示

#### ○愛媛県告示第898号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年8月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 保安林の所在場所  
新居浜市船木字山口甲3537の2、甲3540の1、甲3541の1、甲3542、甲3543の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字山口甲3537の2・甲3540の1・甲3541の1・甲3542・甲3543の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### ○愛媛県告示第899号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成22年6月愛媛県告示第718号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大洲市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成22年8月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
大洲市河辺町北平3946	大洲市河辺町北平3637 山崎 美智子	森林所有者
大洲市河辺町北平4041	大洲市河辺町北平3637 山崎 八重美	"
大洲市河辺町北平2145	上浮穴郡浮穴村大字北平329 番戸 本 田 倉 吉	"
大洲市河辺町北平2161、2162	上浮穴郡浮穴村大字北平329 番戸 本 田 半 重	"
大洲市河辺町北平2234、2235、2238、2239、2240	大洲市長浜町櫛生乙152 - 1 大 木 満 子	"
大洲市河辺町北平2234、2235、2238、2239、2240	横浜市磯子区杉田町1568 佐 野 鳩 子	"
大洲市河辺町北平2267、2269、2270	兵庫県武庫郡鳴尾村焼屋敷17 越 水 儀 一 郎	"
大洲市河辺町北平2379、2380、2381	大阪府摂津市千里丘4 - 11 - 3 木 村 圭 輔	"

- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### ○愛媛県告示第900号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成22年6月愛媛県告示第718号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成22年8月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
北宇和郡鬼北町大字父野川下1960	宇和島市吉田町東小路甲18番 葛木 正 志	森林所有者
北宇和郡鬼北町大字父野川下2007、2008、2011、2012、2013、2014、2015、2016、2017、2018	兵庫県西宮市雲井町2番11-101号 佐々木 豊	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷1636、1637	伊予市中山町中山358 西岡 圭 造	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷1636、1637	伊予市中山町中山358 西岡 洋 子	〃

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第901号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年 8月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

昭和63年12月13日愛媛県告示第1554号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第902号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八倉松前線	伊予郡松前町大字永田字銭塚23番3地先から同字23番3まで	平成22年 8月11日

○愛媛県告示第903号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 8月10日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
22南大土(開) 第702-2号 平成22年 7月30日	喜多郡内子町内子1447番、1454番、1455番、1456番、1457番、1458番、1459番、1486番、1487番、1488番、1489番、1490番、1491番、1492番、1493番、1494番、1495番、1496番、1497番、1447番地先から1448番地先農道、1457番地先から1460番地先農道、1454番地先から1459番地先農道、1488番地先から1493番地先農道、1488番地先から1496番地先農道、1494番地先農道、1489番地先から1493番地先水路、1497番地先から1487番地先水路、1487番地先水路、1496番地先から1494番地先水路、1447番地先から1448番地先河川 喜多郡内子町知清47番、48番、49番、50番、51番、52番、53番、54番、67番、68番、69番、70番、71番、72番、72番地先農道、70番地先から67番地先水路	松山市宮西1丁目2番1号 株式会社フジ 代表取締役 尾 崎 英 雄

訓 令

○愛媛県訓令第13号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 8月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第2（第4条関係） 知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項						別表第2（第4条関係） 知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者					知 事	専決者	
				部 長	局 長					課 長	部 長
市 町 振 興 課	1 省略					1 省略					
	2 市町村の合併の特例に関する法律の施行に関する事務	1 合併協議会設置の請求があつた場合の報告等の受理及び通知（第4条第2項、第4項、第8項から第10項まで、第13項、第16項、第20項、第5条第3項、第4項、第8項、第9項、第11項、第12項、第17項、第18項、第23項、第24項、市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第24条、第33条）				2 市町村の合併の特例に関する法律の施行に関する事務	1 合併協議会設置の請求があつた場合の報告等の受理及び通知（第4条第2項、第4項、第8項から第10項まで、第13項、第16項、第20項、第5条第3項、第4項、第8項、第9項、第11項、第12項、第17項、第18項、第23項、第24項_____）				
		2 合併協議会設置の請求が同一の内容であることの確認（第5条第2項、政令第26条第2項、第3項）					2 合併協議会設置の請求が同一の内容であることの確認（第5条第2項_____）				
		3～5 省略					3～5 省略				
		6 同一請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認の報告の受理及び通知（政令第27条第2項、第3項）					6 合併協議会設置の勧告を行おうとする場合における市町の意見の聴取（第61条第1項）				
	7 同一請求代表者証明書の交付等の報告の受理（政令第27条第4項）					7 合併協議会設置の勧告を行つた場合の市町議会の審議結果等の報告の受理及び通知（第61条第4項、第5項、第7項、第8項、第13項、第14項、第19項、第20項）					

	8 従前の選挙区による場合 又は一選挙区を設けた場合 における合併市町の人口の 告示（政令第39条）			—
3～24 省略				

	8 市町の合併に関する協議 の状況についての報告の徴 収（第62条）			—
	9 市町の合併に関する協議 の推進に関する勧告（第64 条第1項、第2項）	—		
	10 市町が講じた措置につい ての報告の徴収（第64条第 3項）			—
3～24 省略				

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
私 学 文 書 課	1 私立 学校に 関する 事務	1・2 省略			
		3 公立高等学校に係る授業 料の不徴収及び高等学校等 就学支援金の支給に関する 法律に関すること。			
		(1) 就学支援金の受給資格 の認定（第5条、公立高 等学校に係る授業料の不 徴収及び高等学校等就学 支援金の支給に関する法 律施行規則（以下この項 において「省令」とい う。）第3条第2項）			
		(2) 省略			
		(3) 就学支援金の支給停止 （第9条第1項、省令第 11条第3項）			
		(4)・(5) 省略			
		(6) 受給権者の氏名変更の 届出の受理（省令第3条 第3項）			—
		(7) 就学支援金の受給事由 消滅の届出の処理（省令 第4条）			—
		(8) 授業料の額を証明する 書類の写しの受理（省令 第6条第1項）			—
		(9) 授業料減免の届出の受 理（省令第6条第2項）			—
(10) 就学支援金の支給限度 額の加算に関する届出の 受理（省令第8条第2 項）			—		

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
私 学 文 書 課	1 私立 学校に 関する 事務	1・2 省略			
		3 公立高等学校に係る授業 料の不徴収及び高等学校等 就学支援金の支給に関する 法律に関すること。			
		(1) 就学支援金の受給資格 の認定（第5条_____） _____ _____ _____ _____）			
		(2) 省略			
		(3) 就学支援金の支給停止 （第9条第1項_____） _____）			
		(4)・(5) 省略			

	(11) <u>就学支援金の支給限度額の加算を受けている受給権者の保護者等の変更の届出の受理（省令第8条第3項）</u>				—
	(12) <u>就学支援金の額の通知（省令第9条）</u>				—
	(13) <u>就学支援金の支払時期の決定（省令第10条）</u>				—
	(14) <u>就学支援金の支給再開の申出の処理（省令第11条第2項、第3項）</u>				—
	(15) <u>就学支援金の支給実績証明書の発行（省令第12条）</u>				—
	(16) <u>就学支援金の支給事務の委託（省令第14条）</u>				—
	4～6 省略				
2～10 省略					

	4～6 省略				
	2～10 省略				

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
健康増進課	1～7 省略					
	8 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関する事務	1 被爆者健康手帳に関する こと。				
		(1) 省略				
		(2) 変更の届出の処理（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第3条第1項、第2項、第4条、第5条、 <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第4条第2項、第7条第2項</u> ）				
		(3) 省略				
	(4) 返還の受理（ <u>省令</u> ）					

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
健康増進課	1～7 省略					
	8 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関する事務	1 被爆者健康手帳に関する こと。				
		(1) 省略				
		(2) 変更の届出の処理（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第3条第1項、第2項、第4条、第5条_____）				
		(3) 省略				
	(4) 返還の受理（ <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（以下この部において「省令</u> ）					

_____第7条の2第3項、第8条)					という。)第7条の2第3項、第8条)				
2~4 省略					2~4 省略				
5 手当等に関すること。					5 手当等に関すること。				
(1) 医療特別手当等の認定及び支給(第24条第1項、第2項、第25条第1項、第2項、第26条第1項、第2項、第27条第1項から第3項まで、第28条第1項から第3項まで、 <u>省令第30条、第31条、第45条、第46条、第49条、第50条、第53条、第54条、第57条、第58条第3項、第4項、第63条第1項</u> )					(1) 医療特別手当等の認定及び支給(第24条第1項、第2項、第25条第1項、第2項、第26条第1項、第2項、第27条第1項から第3項まで、第28条第1項から第3項まで_____ )				
(2)~(5) 省略					(2)~(5) 省略				
(6) 医療特別手当受給者の健康状況の届出の処理(省令第32条第1項、 <u>第3項、第33条</u> )					(6) 医療特別手当受給者の健康状況の届出の処理(省令第32条第1項____、第33条)				
(7) 医療特別手当受給者等の氏名及び居住地の変更の届出(国内に居住地又は現在地を有する者が氏名を変更した場合及び県内において居住地を移した場合に係るものを除く。)の処理(省令第34条、 <u>第35条、第35条の2、第35条の3、第36条、第46条、第50条、第54条、第63条第1項</u> )					(7) 医療特別手当受給者等の居住地変更____の届出(____)県内において居住地を移した場合に係るものを除く。)の処理(省令____第35条、第35条の2、第35条の3、第36条、第46条、第50条、第54条、第63条第1項)				
(8)・(9) 省略					(8)・(9) 省略				
(10) 医療特別手当等の失権の届出の処理(省令第39条____、 <u>第54条</u> )					(10) 医療特別手当等の失権の届出の処理(省令第39条、 <u>第46条、第54条</u> )				
(11)・(12) 省略					(11)・(12) 省略				
(13) 医療特別手当受給者等の____現況の届出の処理(省令第41条の2、 <u>第46条、第50条、第54条、第63条第1項</u> )					(13) 医療特別手当受給者等の国外居住者の現況の届出の処理(省令第41条の2、 <u>第46条、第50条、第54条、第63条第1項</u> )				
(14)~(18) 省略					(14)~(18) 省略				
(19) 介護手当継続支給対象者の居住地変更の届出の処理(省令第35条第2項、 <u>第67条、第67条の2</u> )					(19) 介護手当継続支給対象者の居住地変更の届出の処理(省令____第67条、第67条の2)				

	(20)～(22) 省略				
	6 省略				
	7 原子爆弾の傷害作用に起因する負傷及び疾病の認定申請の進達（政令第8条第1項、第3項）				
	8 認定疾病医療を担当する医療機関の指定申請、変更等の届出及び指定の辞退の申出の進達（政令第11条、第12条、第13条）				
	9 第一種健康診断受診者証及び第二種健康診断受診者証に関すること。				
	(1) 交付（省令附則第2条第2項、第3項）				
	(2) 居住地変更の届出の処理（省令第4条第2項、附則第4条、第4条の2、第4条の3、第5条第1項）				
	(3)・(4) 省略				
9～16 省略					

	(20)～(22) 省略				
	6 省略				
	7 原子爆弾の傷害作用に起因する負傷及び疾病の認定申請の進達（政令第8条第1項_____）				
	8 認定疾病医療を担当する医療機関の指定申請、変更等の届出及び指定の辞退の申出の進達（政令第11条第1項、第12条、第13条）				
	9 第一種健康診断受診者証及び第二種健康診断受診者証に関すること。				
	(1) 交付（省令附則第2条第2項_____）				
	(2) 居住地変更の届出の処理（省令_____附則第4条、第4条の2、第4条の3_____）				
	(3)・(4) 省略				
9～16 省略					

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。